

## 解約通知書

この度、下記物件を賃貸借契約に基づき、下記期日をもって解約することを通知いたします。  
万一明渡しが不履行又は遅延することがあれば理由の如何を問わず、私の不履行又は遅延によって発生した損害は賠償いたします。

解約理由	卒業・転勤・就職・退職・結婚・実家に戻る・購入・更新・その他( ) 不便・騒音・家賃が高い・狭い・広い・その他( )		
解約通知日	年 月 日	解約日	年 月 日
契約者名	Ⓜ	入居者名	*契約者と入居者が異なる場合のみご記入ください
連絡先	(自宅)	(携帯)	

物件名称		部屋番号	
物件住所			
転居先住所	*ご転居後必ず連絡の取れる場所をご記入ください。		
新連絡先	(自宅)	(携帯)	
法人契約の場合の連絡先		担当者	
敷金返還先	金融機関		支店
	口座番号	No.	口座名義 カナで記入

☆部屋の明渡し時、立会いになりますので希望日をご記入ください。

◎第一 立会希望日:平成 年 月 日( )	◎時間	午前・午後	:
◎第二 立会希望日:平成 年 月 日( )	◎時間	午前・午後	:

【解約通知書を出される前に必ずお読みください】

①解約日等	・解約日は、賃貸借契約書の契約解除の条項に基づき、所定の解約予告期間を経過した日以降で設定して下さい。当社が解約通知書を受取った日より所定の期間、賃料がかかります。 ・解約通知書は当社までFAX、又はご持参にてお知らせ下さい。電話による受付は一切お受けいたしません。 ・解約通知書が当社に到着してから解約の受付となります。FAX送受信エラー等により正常に到着しない恐れもございますので、お手数ですが、お電話にてFAX到着確認をお願い致します。
②変更等	・解約の通知をしたときは、貸主の書面による承諾なくしては、これを撤回もしくは取り消すことは出来ません。
③賃料等	・解約月の賃料等は1ヶ月分お振込下さい。(敷金と併せて日割分を差引き貸主よりご返金致します) ・解約日以前に退去する場合でも、予告期間終了までの賃料がかかります。
④明渡し	・明渡し期日の遅延により貸主に損害が発生した場合、損害賠償及び違約金が発生しますのでご注意ください。
⑤公共料金	・電気、ガス、水道及び電話は各供給機関に事前連絡の上、解約日まで供給を止めて下さい。
⑥その他契約	・ネット回線・CATV等個別契約をしている方は解約手続きを行い、機材がある場合は退去日までに撤去してください。
⑦損害保険	・Chubb損害保険㈱にご加入されたお客様は、下記窓口へご連絡の上、解約手続きをして下さい。 《Chubb損害保険㈱サポートセンター TEL0120-327-332》
⑧敷金返還	・敷金は、賃料及び修繕費等の支払債務が残っている場合には、当該債務金額を控除した残額を解約日以降約1ヶ月程で貸主より指定口座に返還されます(振込手数料は借主負担となります) ・又、公共料金等の精算が完了されていない場合、返還が遅れる場合がありますのでご注意下さい。 ・1ヶ月以上経過して確認が取れない場合には、貸主へご連絡下さい。
⑨退去立会	・お約束日時に遅れた場合、立会いが出来ない場合がありますのでご注意下さい。又、貸主側の都合によりご希望日時を変更していただく場合もあります。

受付者	貸主連絡	検印